

会 議 録

会議の名称	第3回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 28 年 10 月 31 日（月） 9 時 45 分～11 時 00 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎 智美（会長） 道山 治延（副会長） 一ノ瀬 彰子 竹本 安伸 藤井 チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長 財政課 会長 委員	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問について説明を。 （資料に基づき説明） 質問や意見はないか ふるさと納税に関するデータは、ふるさとチョイスと市どちらが収集するのか。
財政課 委員	基本的には、ふるさとチョイスでの申請となるが、若干、市に直接申請もある。ふるさとチョイスで申請があったときは、自動で鳥取県のデータベースサーバ内のふるさと納税システムに転送され、市に申請があったときは、市が直接ふるさと納税システムに入力する。
財政課 委員	ふるさと納税に関するデータは外部に置き、インターネット回線により市がそのデータを管理するということか。 はい。
財政課 会長 財政課	それでは、今回の電子計算機の結合は、市と鳥取県のデータベースサーバとの結合か。 はい。
会長 財政課	今もふるさとチョイスは利用しているのか。 はい。今は、ふるさとチョイスでの寄付者のデータは、CSVのデータで市に送られてくるものをエクセルで取り込み、寄付者の管理を行っている。
会長 財政課	今回の結合は、ふるさと納税の寄付者データの保管先が変わっただけなのか。 いいえ。保管先だけではなく、ふるさと納税システムを利用することができるようになるため、ふるさとチョイス

会長	に申込みされた寄付者情報を自動でシステムへ取り込むことが可能となり、その後の受付管理やお礼状等の書類発送等を正確に、遅延なく行うことができるようになる。
財政課	ふるさとチョイスとふるさと納税システムの管理者は何か関連性があるのか。
会長	ふるさとチョイスにおいて自動連携をしている唯一のシステムであるため、ふるさとチョイスでの寄付者データの自動取込が可能となっている。
財政課	ふるさとチョイスとデータベースサーバの結合は問題ないのか。
委員	2社の間で契約を結び、個人情報を適切に取り扱うようにしている。
財政課	今は、ふるさとチョイスと大牟田市で契約をしているのか。
委員	はい。
財政課	個人情報の取扱いについてはきちんとしているのか。
委員	契約や協定を結んでおり、その中で適切に個人情報を取り扱うようにしている。
財政課	市への直接の申請は少ないのか。
委員	9割以上がふるさとチョイスでの申請となっている。
財政課	データベースサーバへの結合後も市が手入力するものはあるということか。
委員	はい。また、返礼品やお礼状の送付状況などについても入力が必要となる。
財政課	導入にあたって費用は発生するのか。
委員	全国の自治体がすでに使用しているため、開発費用は発生しないが、今までの給付者のデータ移行や大牟田市に合わせたフォームにするためカスタマイズする必要があり、百数十万円初期投資が必要となる。
財政課	電子計算機を結合する業者はどこになるのか。
委員	ふるさと納税システムの業者であるエッグ社になる。
財政課	利用者ごとの利用権限の設定とはどのようなものか。
委員	IDとパスワードによる利用権限がある。
財政課	返礼品取扱業者にシステムを利用させることについては、今のところ予定はない。
会長	返礼品取扱業者がふるさと納税システムを利用するようになるときは、審議会での審議を行うのか。
事務局	電子計算機の結合については、業者同士の結合を規定していないため、審議会の中で審議することはない。ただし、市と返礼品取扱業者との委託契約において、契約書や協定書によって個人情報を適切に取り扱うことを条件として、利用させる可能性はある。
委員	外部の業者がシステムを利用できることは気になる。今は予定していないとのことだが、今後利用できるようにすることもあるのではないかと。そのときは、審議会で審議するなど条件付にしてはどうか。
会長	このように外部の業者がシステムを利用することはあるのか。
委員	システムの構築を業者に委託するときに、業者からアクセスできるようにすることも少なくない。そのときは、誓

<p>会長 委員 会長</p> <p>事務局 会長 委員全員 会長</p> <p>委員全員 会長</p>	<p>約書や契約書により適切に取り扱うようにさせる。 それは外部提供になるのか。 外部提供ではなく、業務委託になる。 それでは、返礼品取扱業者がふるさと納税システムを利用するときは、業務委託となるのか。</p> <p>はい。 他に質問等はないか。 <なし> 公益上特に必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。 <了承> この件は電子計算機の結合を行ってよいものとする。ただし、業務委託により返礼品取扱業者などがふるさと納税システムを利用するようになるときは、個人情報の取扱いについて慎重に行うこと。</p>
<p>会長</p> <p>事務局 会長 委員</p> <p>事務局 会長 委員</p> <p>事務局 会長 委員全員</p>	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 2ページの児童家庭課への目的外利用では、氏名は必要ないのではないか。 実態調査を行うため、氏名も必要となる。 他に質問等はないか。 12ページから15ページまでの保険年金課の外部提供報告書は、警察署等への同種の提供になっているため、1つにまとめてはどうか。 次回からまとめるようにする。 他に質問等はないか。 <なし></p>
<p>会長</p> <p>事務局 会長 委員全員</p> <p>会長</p>	<p>議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 <なし></p> <p>以上で審議会を終了する。</p>